

総合計画（素案）における特記事項

< 「たたき台」からの主な修正点 >

- * 計画の名称を「(仮)豊島区自転車等の駐車対策に関する総合計画」とした。
- * 従前の「たたき台」より第4章と第5章を統合し、新・第4章とした。(従来の第4章は体系を示したのみで章として独立させる程の内容でないため、旧4章に記載していたものを16ページに「施策の体系」として図示した。)
- * 第2章中、区の既存駐車場の収容台数等につき最新のものに更新した。
- * 「たたき台」で第2章にあった「自転車利用実態の特性と問題点」については、「資料編」へ送った。
- * 17ページ、につき、警察の役割につき表現の修正を行ったこと。
- * 19ページ下段の【事業計画】中、 放置自転車を2,000台まで減少させることを目標とした。
- * 20ページ上段の【事業計画】中、 保管場所につき4箇所6,000台程度まで集約拡大することを目標とした。
- * 20ページ下段の【事業計画】中、 定期利用者につき区外者は徒歩10分(概ね800m)以上の者を優先とした。
- * 新・第5章の「計画の推進のために」のうち、 区民、 豊島区、 鉄道事業者、のそれぞれの役割の記述の変更と、(3)の「自転車等駐車対策協議会」につき若干の修正を加えた。
- * 「資料編」として、区で行った実態調査の概要や、協議会の名簿・検討経緯、関係法令等を添付した。

< 11月の第二分科会を踏まえた追記事項 >

- * 第4章のうち、22ページから55ページにかけて、前回の第二分科会で提案のあった鉄道事業者・道路管理者の協力・検討内容を踏まえ、「各駅周辺の自転車駐車場等の整備計画」について、その計画案等を追記した。
- * 56ページから57ページにかけて、自転車法に基づく総合計画に記載する内容として定めのある「鉄道事業者の講ずる措置」の記述についてまとめたこと。